

緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から福島県外に避難した申立人夫婦について、平成23年4月22日に緊急時避難準備区域が指定された後も避難先から同区域内にある勤務先に通勤していたことなどから、自主的避難等に係る損害として各20万円の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和○年（東）第○号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

【損害項目】

1 自主的避難等に係る損害（中間指針第五次追補第3）

（1）X1分（平成23年4月23日～同年12月31日）

金200,000円

（2）X2分（平成23年4月23日～同年12月31日）

金200,000円

第2 和解金額

被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金400,000円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するもの

とする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年9月11日

(仲介委員 増澤 博和)